

特定非営利活動法人設立認証通知書

横浜市戸塚区上倉田町1735番地90

早瀬 勇 様

横浜市長 林 文子



平成28年12月13日に申請のありました特定非営利活動法人の設立については、特定非営利活動促進法第12条第1項の規定により認証しましたので、同条第3項の規定により、通知します。

特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人横浜日独協会
代表者の氏名	早瀬 勇
主たる事務所の所在地	横浜市中区桜木町1丁目1番地56みなとみらい21クリーンセンタービル5階市民活動共同オフィス内
その他の事務所の所在地	—
定款に記載された目的	この法人は、日独両国間の友好関係を培い相互理解に関心のある人々に対して、主として横浜市内を中心に、学術、文化、芸術、スポーツ、経済等に係る交流を通じ相互の理解を深め、市民による草の根の国際協力と、その発展に寄与することを目的とする。
定款に記載された特定非営利活動の種類	1 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 2 国際協力の活動
定款に記載された事業の種類	特定非営利活動に係る事業 1 日独相互理解事業 2 日独青少年交流事業 3 日独経済情報普及事業 4 日独関係団体連携事業

(注意) 特定非営利活動法人は、この通知の日から2週間以内に法人設立の登記をすることによって成立します。

また、この通知の日から6か月を経過した場合、この通知を用いて法人設立の登記をすることはできません。